

認定事例

(災害補償課)

右手舟状骨骨折により神経障害を残した場合 (第14級第9号)

1 災害を受けた者

C県D町消防団 団員
災害発生当時42歳 染色業(家族従業者)

2 災害発生状況

N年5月18日20時30分ごろ、消防操法大会に向けての訓練中、使用したホースを「手動式ホース巻き器」で2重巻きホースに巻いている際、ホースを固定している金具が破損したことによりホースが脱落し、右手に力を入れて巻いていたハンドルの負担がなくなったため、ハンドルが急速回転し右手首を負傷

3 傷病名

右手舟状骨骨折、右手舟状骨偽関節

4 経過

N年5月18日 最初の病院、右手舟状骨偽関節と診断
5月20日 痛みが引かないため、自宅近くの病院へ。捻挫と診断
6月 痛みが引かない原因を確認するため通院、再検査で骨折判明
8月 3日 病院に入院
8月 4日 右偽関節手術(手舟状骨)、骨移植術(軟骨移植術を含む。)
8月 7日 病院を退院し、以後通院
翌年4月21日 治癒(症状固定)

5 残存する障害

- (1) 自覚症状 右手関節痛、特に運動時痛
- (2) 他覚症状 骨ゆ合は完了、軽度の可動域制限残存

手関節	自動：左	自動：右	他動：左	他動：右
背屈	75°	75°	75°	75°
掌屈	80°	65°	80°	65°
橈屈	25°	25°	25°	25°
尺屈	45°	45°	45°	45°

前腕	自動：左	自動：右	他動：左	他動：右
回内	90°	90°	90°	90°
回外	90°	90°	90°	90°

【説明】

本件に関して、まず、担当医から指摘されている、右手関節における「軽度の可動域制限残存」については、障害通知にある右上肢の機能障害(障害等級の決定について(昭和51年12月17日付け消防消第152号、消防基金常務理事あて消防庁消防課長通知。以下「障害通知」という。)の系列区分18)に該当する可能性がある。しかし、右舟状骨が関係する右手関節の主要運動(障害通知上、主に評価することとされている運動)である屈曲(掌屈)・伸展(背屈)の他動における運動可能領域を見ると、健側である左手関節の運動可能領域の4分の3以下に制限されてはじめて障害等級に該当することとなるが、本件の場合、

(健側屈曲80° + 健側伸展75°)
 $\times 3/4 = 116.25^\circ$
< 患側屈曲65° + 患側伸展75° = 140°
と4分の3以下に制限されていないため、障害等級には該当しない。

次に、自覚症状である「右手関節痛、特に運動時痛」については、障害通知にある神経系統の機能の障害(障害通知の系列区分13)に該当する可能性がある。障害通知における疼痛の取扱いは、次のとおりである。

① 「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」は、第12級とする。

② 「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」は第14級とする。

本件の疼痛の程度については、医学的知見によれば、舟状骨骨折の術後は固定期間が長く、手首が硬くなるため動かすと痛みがでる

ことがあり、提出資料によると、特に運動時に関節痛が出現するとされていることから、障害通知で第14級第9号の要件とされている、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する程度であるといえる。

以上のことから、障害等級第14級第9号「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断したものである。